

株 主 各 位

東京都千代田区神田多町二丁目1番地
株 式 会 社 大 盛 工 業
取 締 役 社 長 福 井 龍 一

「第56回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部修正について

「第56回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記の通り修正させていただきます。

なお、修正箇所は下線を付しております。

記

1. 修正箇所：1頁（2. 場所）

【修正前】

東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間

【修正後】

東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 孔雀の間

2. 修正箇所：裏表紙（株主総会会場ご案内図）

【修正前】

東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

ホテル ラングウッド 2階 孔雀の間

【修正後】

東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 孔雀の間

3. 修正箇所：11頁（2. 会社の現況（1）株式の状況 ④大株主（上位10名））

【修正前】

マイルストーン キャピタル マネジメント

【修正後】

マイルストーン キャピタル マネジメント 株式会社

4. 修正箇所：41頁（第2号議案 2. 変更の内容）

【修正前】

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(電子提供措置等) 第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
<新設>	<u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第25条～第50条（条文省略）	第25条～第50条（現行どおり）
（附則） 第1条（条文省略）	（附則） 第1条（現行どおり）
<新設>	第2条 <u>1</u> 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第24条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
<新設>	<u>2</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

【修正後】

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	(電子提供措置等) 第24条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
<新設>	<u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第25条～第50条（条文省略）	第25条～第50条（現行どおり）
（附則） 第1条（条文省略）	（附則） 第1条（現行どおり）
<新設>	第2条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置） <u>1</u> 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第24条（参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
<新設>	<u>2</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上